

令和6年8月 農業委員会総会

令和6年8月6日（火）

分庁舎2階第2多目的室

午後3時00分から午後5時00分まで

1. 出席者

<農業委員>

1番	宮田早苗	6番	相京文夫
2番	京増孝一	7番	木我恭子
3番	飯田隆男	8番	石橋義弘
5番	石渡潤一		

<農地利用最適化推進委員>

竹尾謙一	篠原庄一
斉藤孝壹	大塚浩
小坂和男	小島儀彦

2. 欠席者（農業委員）

4番	綿貫清
----	-----

3. 農業委員会事務局 古川事務局長・鶴澤副主査（書記）・石橋主事

4. 議題	第1号議案	農地法3条許可申請について（1件）
	第2号議案	農地法5条許可申請について（4件）

5. 専決処理報告	農地法第4条の届出について（1件）
	農地法第5条の届出について（1件）

酒々井町農業委員会総会会議録

令和6年8月6日（火）

古川事務局長 ただいまから令和6年8月の農業委員会総会を開会いたします。それでは、総会次第によりまして、会長よりご挨拶をお願いいたします。

相 京 会 長 本日もお疲れ様です。本日も外に出るのが危険な暑さとなっています。今月は案件が多くありますので慎重審議をお願いします。

古川事務局長 ありがとうございます。なお、事前にお伝えしたとおり、転用に係る現地確認については事前に撮影したカラーコピーの写真にかえさせていただき、皆様のお手元に配布させていただきましたのでご確認下さい。それでは、議事に移りたいと思いますが、議事の進行につきましては、会議規則により、会長をお願いいたします。

相 京 議 長 それでは議事の進行を務めさせていただきます。本日の出席委員は、8名中、7名出席ですので、会議は成立しております。本日の議事録署名委員に、3番 飯田隆男委員、5番 石渡潤一委員を指名します。また、書記に事務局の鵜澤副主査を任命します。なお、本日の総会は、議案2件、専決処理その他となりますので、よろしくお願いします。

相 京 議 長 続いて、第1号議案 農地法第3条許可申請 整理番号1についてを議題とし、事務局の説明を求めます。

古川事務局長 第1号議案 農地法第3条許可申請 整理番号1について説明させていただきます。資料の1ページをご覧ください。譲渡人は千葉市在住者、譲受人は伊籾在住者です。申請地は、伊籾の農地2筆で、地目は畑、面積は合計で1,618㎡です。申請理由は、自宅に隣接した畑を取得し新規就農するためとのことです。なお、生産物については譲受人が経営している飲食店での

使用等を計画しているとのこと。作付作目は白菜・長ネギ等多品種です。権利の種類等は所有権移転です。位置については2ページの位置図、3ページの公図をご覧ください。営農計画書については4ページをご覧ください。譲受人は新規就農者ですが、本申請地を実質的に既に耕作しており、必要な作業場・倉庫・耕運機・管理機を既に所有しています。

また、

- ・年間150日程度耕作に従事する予定であること
- ・労働力の確保に問題ないこと
- ・農地全てを効率的に利用して耕作を行う計画であること
- ・農地の集団化・農業上の効率的な利用等に支障がないこと

等の要件を満たしております。

また、皆様のお手元に配布させていただきましたが、斉藤委員から現地調査結果表が提出されており、特に問題はないとのことでした。以上で説明を終わらせていただきます。

相 京 議 長 事務局の説明が終わりましたが、地区担当委員の補足説明については斉藤委員でよろしいでしょうか。よろしければ、補足説明がありましたらお願いします。

斉藤推進委員 現地を確認したところ、少し草が生えているところがありましたがそれ以外の場所は野菜が栽培されていました。問題ないと思います。

相 京 議 長 続きまして、申請人が新規就農者のため、本日総会に呼んでおりますので、入室させてください。

(申請人 入室)

相 京 議 長 申請人の大関さんでよろしいですか。

申 請 人 はい。

相 京 議 長 今、提出されました農地法３条の許可申請について、審議しているところですが、申請に至った経緯や営農計画等について説明をお願いします。

申 請 人 以前も農地法３条許可を受け本申請地を購入しようとしたしましたが当時は取得にあたり５０ａの面積要件があり申請できませんでした。制度が変わり面積による制約がなくなったためこの度申請に至りました。農地は隣接する住居に入居当時から耕作をしております。

相 京 議 長 ありがとうございます。申請人の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。委員さんで何か質問等がございましたらお願いします。

(質問・意見等なし)

相 京 議 長 特にないようなので、質疑を終了します。申請人におかれましては、お忙しいところご苦労様でした。

(申請人 退室)

相 京 議 長 それでは、農地法３条許可申請について採決を行います。許可することに賛成の方は挙手願います。

古 川 事 務 局 長 挙手全員です。

相 京 議 長 採決の結果、挙手全員でございますので、第１号議案 農地法第３条許可申請 整理番号１につきましては、許可することに決定します。

相 京 議 長 続いて、第２号議案 農地法第５条許可申請 整理番号１についてを議題とし、事務局の説明を求めます。

古川事務局長 第2号議案 農地法第5条許可申請 整理番号1について説明させていただきます。資料の5ページをご覧ください。譲受人は多古町に住所を有する法人、譲渡人は本佐倉在住者です。申請地は本佐倉の農地2筆で、地目は畑、面積は合計で585㎡です。申請理由は、小売店舗及び駐車場の建設です。なお、譲受人は不動産事業を主として行っていますが、新規事業で生活雑貨小売事業を展開するとのことです。事業の詳細については本日お配りした販売予定品目一覧及び資金収支計算書をご覧ください。権利の種類は、所有権移転です。立地基準については、本申請地は農用地区域及び10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域になく、また、第3種農地に該当しないため、第2種農地と判断しました。他法令関係については、令和6年7月17日に開発許可申請、令和6年7月16日に国道〇〇〇号からの店舗及び駐車場への出入口確保を目的とした道路工事施工承認申請が、それぞれまちづくり課に提出済みとなっています。位置については6ページの位置図、7ページの公図及び本日皆様のお手元に配布した測量図をご覧ください。なお、公図上は2筆の間が切れているようになっていますが、本申請にあたり測量を実施し境界を確認した結果、測量図のとおり2筆はつながっているため、2筆の間の行き来は問題ないものと考えられます。土地利用計画図・給排水計画図については8ページ、平面図については9ページをご覧ください。事業計画については10、11ページをご覧ください。資力及び信用については、預貯金残高証明が添付されており、過去に農地転用の違反等もないことから資力及び信用性に問題はありません。申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性については、令和6年10月1日着工予定、令和7年3月31日完了予定です。造成計画については埋立等を行わず、碎石敷とする予定です。土地選定理由は、国道〇〇〇号沿いで地域住民が利用する際の利便性が高く、店舗の設置に適していることから選定したとのことです。用水については上水道を使用し、排水については浄化槽で処理後に側溝に排水し、雨水については浸透枳で処理するとのことです。防災計画については、交通誘導員・看板の配置等により安全に配慮するとのことです。周辺農地の営農条件への被害防除対策については、ブロック塀の設置により土砂・雨水等の流出を防止するとのことです。また、日照・通風への影響はないと考えているとのことです。

以上で説明を終わらせて頂きます。

相 京 議 長 事務局の説明が終わりましたが、地区担当委員の補足説明については石渡委員でよろしいでしょうか。よろしければ、補足説明がありましたらお願いします。

石 渡 農 業 委 員 この一帯はかつて土砂を埋め立て造成された場所ではないかと記憶しています。畑としての利用に不適な場所であり、地権者も耕作するが気ないので、有効活用のため転用はやむを得ないと考えます。

相 京 議 長 続いて、申請人を呼んでおりますので入室させて下さい。

(申請人 入室)

相 京 議 長 最初に申請関係者であるかどうかの確認をさせていただきます。自己紹介をお願いします。

申 請 人 ○○○○○○○○の○○と申します。よろしくお願いします。

相 京 議 長 今、提出されました農地法5条の許可申請について審議しているところですが、申請に至った経緯や事業計画等について説明をお願いします。

申 請 人 私どもは主に不動産事業をメインに展開していますが、不動産業以外の新たな事業の柱を模索し、雑貨店の経営にも乗り出すことになりました。事業の実施にあたり、立地条件の良さから本申請地を選択しました。店舗の他にある程度の広さの駐車場の建設を計画しています。

相 京 議 長 ありがとうございます。申請人の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。委員さんで何か質問等がございましたらお願いします。

京 増 農 業 委 員 雑貨店とのことですが、どのような品目を扱う予定ですか。

申 請 人 地域の皆様に日常的に使っていただけるような生活雑貨等を想定しています。

相 京 議 長 他にないようなので、質疑を終了します。申請人におかれましては、お忙しいところご苦労様でした。

(申請人 退室)

相 京 議 長 それでは、これから採決を行います。第2号議案 農地法第5条許可申請 整理番号1について許可相当とすることに賛成の方は挙手願います。

古 川 事 務 局 長 挙手全員です。

相 京 議 長 採決の結果、挙手全員ですので農地法第5条許可申請 整理番号1につきましては許可相当とすることに決定し、県に進達します。

相 京 議 長 続いて、第2号議案 農地法第5条許可申請 整理番号2についてを議題とし、事務局の説明を求めます。

古 川 事 務 局 長 第2号議案 農地法第5条許可申請 整理番号2について説明させていただきます。資料の12ページをご覧ください。譲受人は大阪市に住所を有する法人、譲渡人は上本佐倉在住者です。申請地は、上本佐倉の農地1筆で、地目は畑、面積は895㎡です。申請理由は、太陽光発電施設の建設です。権利の種類は、所有権移転です。立地基準については、本申請地は、農用地区域及び10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域になく、また、第3種農地に該当しないため、第2種農地と判断しました。資力及び信用については、預貯金残高証明が添付されており、過去に農地転用の違反等もないことから資力及び信用性に問題はありません。申請に係る用途に遅滞なく供す

ることの確実性については、許可後着工予定、令和6年12月31日完了予定です。位置については13ページの位置図、14ページの公図をご覧ください。土地利用計画図については15ページをご覧ください。事業計画書については、16、17ページをご覧ください。土地の造成については軽く整地し直接杭を打ち込むのみで、切土・盛土は行いません。土地選定理由は、譲渡人が高齢で営農できる状態になく、耕作放棄地となるより環境に役立つ太陽光発電施設に転用した方が良く考えたこと、日照が得られる立地条件であることから合意に至り選定したとのことです。用水については使用しません。雨水排水については敷地内で自然浸透とし、汚水・雑排水は発生しません。防災計画については、施工中は道路通行の安全を十分に確保し、施工後は遠隔監視システム及びフェンスの設置により事故防止に努めるとのことです。周辺農地の営農条件への被害防除対策については、パネルの配置や角度への配慮、絶縁パイプでの配線の埋設等により、隣接地に配慮するとのことです。以上で説明を終わらせて頂きます。

相 京 議 長 事務局の説明が終わりましたが、地区担当委員の補足説明については石渡委員でよろしいでしょうか。よろしければ、補足説明がありましたらお願いします。

石 渡 農 業 委 員 本申請地の地権者は高齢で農業を行う気はないようです。この場所だけ農地として残っても耕作放棄地になるだけなので転用もやむを得ないと思います。

相 京 議 長 続いて、申請代理人を呼んでおりますので入室させて下さい。

(申請代理人 入室)

相 京 議 長 最初に申請関係者であるかどうかの確認をさせていただきます。自己紹介をお願いします。

申請代理人 譲渡人・譲受人双方から委任を受けている〇〇〇〇の〇〇と申します。よろしくをお願いします。

相 京 議 長 今、提出されました農地法５条の許可申請について審議しているところですが、申請に至った経緯や事業計画等について説明をお願いします。

申請代理人 譲渡人の〇〇氏は高齢で農業は出来ない状況で、雑草が繁茂し草刈りも出来ておりません。譲受人の〇〇〇〇〇〇〇〇〇は〇〇〇〇〇〇の子会社で、千葉県内に〇〇〇カ所発電所を設置した実績があり、現在〇カ所申請中となっています。本申請地は畑のため軽く整地し杭を直接打ち込む計画です。面積は８９５㎡で、パネルを１２９枚設置し、その下にパワコンを９台配置する予定です。本申請地は県道成東酒々井線の法面に隣接するため、雨水が流出しないよう側溝を設置する予定です。被害防除対策については、フェンスを設置する他、設置遠隔管理システムを設置し、何かあればすぐ対応できます。なお、フェンスは隣接地との境界から１ｍ内側に設置します。本申請における１ｋｗあたり単価は〇〇円、年間収益見込み〇〇万円で、非フィットのため経済産業省への認可申請はありません。

相 京 議 長 ありがとうございました。申請代理人の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。委員さんで何か質問等がございましたらお願いします。

(質問・意見等なし)

相 京 議 長 特にないようなので、質疑を終了します。申請代理人におかれましては、お忙しいところご苦勞様でした。

(申請代理人 退室)

相 京 議 長 それでは、これから採決を行います。第２号議案 農地法第５条許可申請整理番号２について許可相当とすることに賛成の方は挙手願います。

古川事務局長 挙手全員です。

相 京 議 長 採決の結果、挙手全員ですので農地法第5条許可申請 整理番号2につきましては許可相当とすることに決定し、県に進達します。

相 京 議 長 続いて、第2号議案 農地法第5条許可申請 整理番号3についてを議題とし、事務局の説明を求めます。

古川事務局長 第2号議案 農地法第5条許可申請 整理番号3について説明させていただきます。資料の18ページをご覧ください。譲受人は東京都中央区に住所を有する法人、譲渡人は墨在住者です。申請地は墨の農地1筆で、地目は畑、面積は1,456㎡です。申請理由は太陽光発電施設の建設です。権利の種類は当初所有権移転と聞いていましたが地上権の設定とのことで、設定期間は31年間、賃料は年間10万円とのことです。立地基準については、本申請地は、農用地区域及び10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域になく、また、第3種農地に該当しないため、第2種農地と判断しました。資力及び信用については、預貯金残高証明が添付されており、過去に農地転用の違反等もないことから資力及び信用性に問題はありません。申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性については、令和6年10月1日着工予定、令和6年11月30日完了予定です。位置については19ページの位置図、20ページの公図をご覧ください。土地利用計画図については21ページをご覧ください。事業計画書については22, 23ページをご覧ください。土地の造成については現状のまま使用し、切土・盛土は行いません。土地選定理由は、本申請地が休耕地となっており譲渡人が土地の有効活用を検討したこと、日照が得られる立地条件であることから合意に至り選定したとのことです。用水については使用しません。雨水排水については敷地内で自然浸透とし、汚水・雑排水は発生しません。防災計画については、施工中は安全対策を徹底し騒音・振動等の防止対策を講じ、施工後はフェンスの設置及び申請者による施設管理の実施により安全管理に努めるとのことです。周辺農地の営農条

件への被害防除対策については、定期的な草刈りの実施、日照・通風への対策等により隣接地に配慮するとのことです。以上で説明を終わらせて頂きます。

相 京 議 長 事務局の説明が終わりましたが、地区担当委員の補足説明については本我委員でよろしいでしょうか。よろしければ、補足説明がありましたらお願いします。

木 我 農 業 委 員 譲渡人の〇〇氏は高齢で、息子も農業やっていないので、本申請地を耕作する人が誰もいない状態なので、転用もやむを得ないと思います。

相 京 議 長 続いて、申請代理人を呼んでおりますので入室させて下さい。

(申請代理人 入室)

相 京 議 長 最初に申請関係者であるかどうかの確認をさせていただきます。自己紹介をお願いします。

申 請 代 理 人 申請代理人を務めます〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇の〇〇と申します。よろしくをお願いします。

相 京 議 長 今、提出されました農地法5条の許可申請について審議しているところですが、申請に至った経緯や事業計画等について説明をお願いします。

申 請 代 理 人 譲受人の〇〇〇〇〇は再生可能エネルギーの推進を目指し施設の設置及び売電事業を行っている会社です。譲渡人の成毛氏と太陽光発電施設建設について合意し、本申請に至りました。〇〇氏に農業を行う意向がなく、土地の管理が大変なことから土地活用を提案し、地上権を設定して太陽光発電施設を建設することを計画しました。本申請地は平地のため造成はありません。土地選定理由は、本申請地での設備の設置は休耕地の有効活用につながるこ

と及び日照良い条件となっていることから選定しました。隣接農地耕作者に対しては、雨水対策・日照通風対策・雑草対策等を説明し合意に至りました。

相 京 議 長 ありがとうございました。申請代理人の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。委員さんで何か質問等がございましたらお願いします。

(質問・意見等なし)

相 京 議 長 特にないようなので、質疑を終了します。申請代理人におかれましては、お忙しいところご苦勞様でした。

(申請代理人 退室)

相 京 議 長 それでは、これから採決を行います。第 2 号議案 農地法第 5 条許可申請 整理番号 3 について許可相当とすることに賛成の方は挙手願います。

古 川 事 務 局 長 挙手全員です。

相 京 議 長 採決の結果、挙手全員ですので農地法第 5 条許可申請 整理番号 3 につきましては許可相当とすることに決定し、県に進達します。

相 京 議 長 続いて、第 2 号議案 農地法第 5 条許可申請 整理番号 4 についてを議題とし、事務局の説明を求めます。

古 川 事 務 局 長 第 2 号議案 農地法第 5 条許可申請 整理番号 4 について説明させていただきます。資料の 24 ページをご覧ください。譲受人は上岩橋に住所を有する法人、譲渡人は上岩橋在住者です。申請地は上岩橋の農地 1 筆で、地目は田、面積は 750 m²です。申請理由は資材置場の建設で、譲受人が所有する既存の資材置場が手狭となったため、新規の資材置場を会社の隣接地に確保するため本申請に至ったとのことです。権利の種類は、所有権移転です。立

地基準については、本申請地は、農用地区域及び10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域になく、また、第3種農地に該当しないため、第2種農地と判断しました。他法令関係については、令和6年7月16日に土地改良区地区除外について手続き済み、令和6年7月24日に埋立許可について経済環境課に申請済みとなっています。資力及び信用については、預貯金残高証明が添付されており、過去に農地転用の違反等もないことから資力及び信用性に問題はありません。申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性については、許可後着工、令和7年1月30日完了の予定です。申請地の位置については、25ページの位置図と26ページの公図をご覧ください。土地利用計画図については27ページをご覧ください。本申請地において再生砕石・建築廃材・割栗・コンクリートブロックそれぞれを配置する置場を想定しているとのことです。排水計画図については28ページをご覧ください。事業計画については、29・30ページをご覧ください。造成計画については、盛土を行い再生砕石敷きとするとのことです。土地選定理由は、資材の運搬・管理の観点から会社の隣接地にある本申請地を選定したとのことです。雨水は当該土地内で浸透処理し、用水・汚水・雑排水は該当しないとのことです。防災計画については、表示板等を設置して交通整理員を配置する等、安全配慮に努めるとのことです。周辺農地の営農に対しては、境界に擁壁やコンクリートブロック等を設置し被害防除に努めるとのことです。また、資材置場としての利用のため日照・通風への影響はないものと考えます。以上で説明を終わらせて頂きます。

相 京 議 長 事務局の説明が終わりましたが、地区担当委員の補足説明については京増委員でよろしいでしょうか。よろしければ、補足説明がありましたらお願いします。

京 増 農 業 委 員 本申請地は昨年までは別の人が耕作していましたが今年は耕作していません。譲渡人の〇〇さん本人も定年退職後、農地の整理をするようになっております。問題ないと思います。

相 京 議 長 続いて、申請人を呼んでおりますので入室させて下さい。

(申請人 入室)

相 京 議 長 最初に申請関係者であるかどうかの確認をさせていただきます。自己紹介をお願いします。

申 請 人 申請人の〇〇〇の〇〇と申します。よろしくお願いします。

申 請 代 理 人 申請代理人の〇〇〇〇の〇〇と申します。よろしくお願いします。

相 京 議 長 今、提出されました農地法5条の許可申請について審議しているところですが、申請に至った経緯や事業計画等について説明をお願いします。

申 請 代 理 人 本申請は〇〇〇が使用する資材置場の建設に関する申請です。申請地は消防署脇の道路に隣接した水田で、本申請地は水路を挟んで隣が〇〇〇の会社用地です。〇〇〇の敷地内には事業所及び倉庫が配置されていますが手狭となっていることから、コンクリートブロック・再生砕石・割栗等を野積みで置きすぐ使えるような資材置場の建設を計画し、本申請に至りました。水田のため道路から1 m程度低いため、残土で埋立てを行い、周囲を40～50 cmのコンクリートブロックで囲う予定です。雨水は敷地内浸透するため外部に流出することはありません。

相 京 議 長 ありがとうございました。申請人の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。委員さんで何か質問等がございましたらお願いします。

京 増 農 業 委 員 現状で本申請と隣接する道路の間にガードレールがありますが、こちらは撤去する予定ですか。

申 請 代 理 人 まちづくり課の許可を得てガードレールを撤去し出入口を作る予定です。こ

の場所は歩道もないので広めに許可をいただき、道路側から出入りしやすいようにする計画です。

京 増 農 業 委 員 盛土しても水路に影響はありませんか。土留め等を行いますか。

申 請 代 理 人 境界を画定した上で、本申請地側にコンクリートブロックを積む予定です。
水路を壊すことはありません。

相 京 議 長 他にないようなので、質疑を終了します。申請人におかれましては、お忙しいところご苦労様でした。

(申請人 退室)

相 京 議 長 それでは、これから採決を行います。第2号議案 農地法第5条許可申請
整理番号4について許可相当とすることに賛成の方は挙手願います。

古 川 事 務 局 長 挙手全員です。

相 京 議 長 採決の結果、挙手全員ですので農地法第5条許可申請 整理番号4につきま
しては許可相当とすることに決定し、県に進達します。

相 京 議 長 次に専決処理報告に移ります。始めに、農地法4条の届出 整理番号1につ
いて事務局より報告願います。

古 川 事 務 局 長 専決処理報告 農地法第4条の届出 整理番号1について説明させていた
だきます。資料の31ページをご覧ください。届出者は下岩橋在住者です。
届出地は下岩橋の農地2筆で、登記地目は畑、面積は146.84㎡で、今
回の届出に至った経緯については、今回の届出地は既に共同住宅用地となっ
ているものの、登記地目が畑のまま変更されていなかったことから、登記地
目を変更するため、届出に至ったとのことです。備考ですが、令和6年7月

24日付け、酒農委第4号の2で受理証明を出させていただいております。
位置につきましては、32ページの位置図と33ページの公図をご覧ください。
以上で説明を終わらせていただきます。

相 京 議 長 事務局の報告が終わりましたが、委員さんで何か質問等がございましたらお願いします。

(質 疑)

相 京 議 長 特にないようでしたら、専決処理報告ですのでよろしくお願いします。

相 京 議 長 続いて、農地法5条の届出 整理番号1について事務局より報告願います。

古川 事 務 局 長 専決処理報告 農地法第5条の届出 整理番号1について説明させていただきます。資料の34ページをご覧ください。譲受人は富里市在住者、譲渡人は千葉市在住者です。届出地は上岩橋の農地2筆で、登記地目は田及び畑、面積は合計で105.67㎡です。今回の届出に至った経緯については、今回の届出地は隣接する駐車場の一部で現況が雑種地となっているものの、登記地目が農地のまま変更されていなかったことから、登記地目を変更するため、届出に至ったとのこと。位置については、35ページの位置図と36ページの公図をご覧ください。備考ですが、令和6年5月29日付け、酒農委第5号の4で受理証明を出させていただいております。以上で説明を終わらせていただきます。

相 京 議 長 事務局の報告が終わりましたが、委員さんで何か質問等がございましたらお願いします。

(質 疑)

相 京 議 長 特にないようでしたら、専決処理報告ですのでよろしくお願いします。

相 京 議 長 次に、その他について、事務局より何かありましたらお願いします。

(視察研修について)

(その他)

相 京 議 長 それでは、最後に来月の総会の日程ですが、事務局案がありましたらお願いします。

古 川 事 務 局 長 6日の金曜日はいかがでしょう。

相 京 議 長 ただ今、6日の金曜日が事務局案として出ましたが、いかがでしょうか。特
にないようなので、来月の総会は、6日の金曜日で決定させていただきます。
それではこれで、議案、その他が終了しましたので、議長を降ろさせていた
だき、事務局にお返しします。慎重審議ありがとうございました。

古 川 事 務 局 長 それでは、これで8月の総会を閉会いたします。